

議第96号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について
京都市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年5月16日提出

京都市長 門川大作

京都市市税条例の一部を改正する条例

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第24条を附則第25条とし、附則第23条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第24条 法附則第56条第10項に規定する土地に対して課する同項に規定する年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地のうち同項に規定する被災住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定(第59条第1項及び第2項の規定を除く。)を適用する。この場合において、第44条の2第2項中「法第349条の3の2第2項」とあるのは、「法附則第56条第10項の規定により読み替えて適用される法第349条の3の2第2項」とする。

2 法附則第56条第11項に規定する家屋に対して課する同項に規定する年度分の固定資産税及び都市計画税については、同項に規定するところにより控除すべき額をその税額からそれぞれ減額する。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則中第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の2及び第5条の3の規定の適用については、附則第5条の2第1項及び第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律

の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第4条の2の2」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

提案理由

地方税法の一部改正により、個人の市民税について東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例措置が講じられたこと等に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。